

道路施設台帳記入シートの作成について

No.	内容	質問内容	回答	参考要領	参考項目
共通-1	共通	道路施設基本データ作成の対象施設は全国版と対象項目が異なるようですが、北海道版は、「道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)」巻末資料の表1に示される詳細情報番号の全てと解釈してよいでしょうか。	北海道版は、「道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)」巻末資料の表1に示される詳細情報番号全てと解釈して下さい。	道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)	1.道路施設基本データ詳細情報名巻末-1~4
共通-2	共通	今回の工事は、旧道の落石防護柵の設置と橋梁設置に伴う仮道撤去の工事ですが、道路施設基本データの作成対象となるのでしょうか。	道路施設基本データの対象となります。 ※旧道の区分については、「道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)」2-5(1)7)現旧区分に記載があります。	道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)	2-5道路施設基本データ詳細情報 (1)データ作成における共通入力事項 7)現旧区分
共通-3	共通	補修工事や維持工事の場合(橋梁舗装、橋梁の高欄の取替、トンネル内舗装など)D010、D020...〇〇基本について施設改修年度を入力しなければならぬのでしょうか。それとも大規模な改修の時に入力を行うのでしょうか。	橋梁の場合「道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編D(D010-4)」において『施設を改修した年度を記入する』と定義されています。規模に関わらずコード表にあるものは対象となります。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編D(H23.4)(国交省)	[D010]橋梁基本D010-4
共通-4	共通	道路施設台帳記入シートで該当しない項目があるので「ブランク」のまま作業を進め、データチェックを行ったらエラーがでましたが、何が原因なのでしょう。	データの作成においては、何らかの値を記入してください。該当しない項目がある場合は、未記入(ブランク)とせずに、「該当なし」として、「*」を入力して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)共通編(H23.4)(国交省)	2-1共通注意事項 (2)未整備、該当し時のデータ記入方法
共通-5	共通	「道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)」の「2-1道路施設基本データ作成上の留意点」において、「新設」は、新規に施設を設置した場合、「改良」は、既設施設の取替えや撤去し新たに施設を同位置に設置した場合、「撤去」は、既設施設を撤去し、同位置に施設を設置しない場合、という考え方でよいでしょうか。 (施工業者が作成した基本データにおいて、同種の工事における既設施設の改修で、「撤去」と「新設」の基本データが作成されている工事と、「改良」の基本データのみが工事がありました。)	データ区分の考え方について問題ありません。ただし、「撤去」と「新設」の基本データが作成されている場合、施設を「移設」する場合がありますので、注意願います。	道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)	2-1道路施設基本データ作成上の留意点
共通-6	共通	既設部分の登録が行われているかは、どのように確認を行えばよいのでしょうか。	監督職員へ既設施設の登録がされているかご確認下さい。登録されていた場合は廃止登録した後に、新規作成を行って下さい。	-	-
共通-7	共通	「道路管理データベースデータ作成マニュアル(共通編)(H23.4)(国交省)」の「③各施設の整理番号作成」(p.14)において、施設の個数や施設番号とはどの様な資料から判断することができますか。	「③各施設の整理番号作成」(p.14)において『整理番号1の5~8桁目には、各施設の整理番号を記入する。各施設の整理番号には、新規施設の構築を考慮し、路線毎の各施設に対し起点側から10単位で数字を加算した一連番号を付す。』と記載されています。 よって、5~8桁目の数値は、作成としている工程(施設)で対象としている路線についてデータベースから一覧を出力し、対象となる工程の距離標から、それがどの間に入るかを判断して、決定して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)共通編(H23.4)(国交省)	2-2共通記入事項 (5)整理番号1~3
共通-8	共通	市町村合併等により市町村名が変更されましたが、所在地コードが古いため当該コードを選択することが出来ません。その場合は、どのようにしたらよいのでしょうか。	コードが未対応の場合は、「01000 北海道」を選択して下さい。	-	-
共通-9	共通	路線名の入力において、高速道路の場合、「一般国道〇〇」と記入することができません。その場合は、どのようにしたらよいのでしょうか。	高速道路に関しては施設台帳作成環境が整っていません。未記入(ブランク)ではエラーとなりますので、現場最寄の一般国道路線番号+1000とし「一般国道1●●●号(現道)」と暫定入力により作成して下さい。	-	-
共通-10	共通	高規格道路がある場合など路線名は一般国道と重複しますか。また、路線名などはどこで確認できますか。	各建設部で管理しておりますので、担当の建設部にお問合せ下さい。	-	-
共通-11	共通	函館管内での北斗市函館江差自動車道において、路線名は一般国道の下に函館自動車道と明記すべきでしょうか。	函館江差自動車道は「一般国道228号」「新道」などを入力して下さい。	-	-
共通-12	共通	道路の上下区分は、起点方面が上り、終点方面が下りでしょうか。それとも 東京起点として東京方向が上り、東京逆方向が下りでしょうか。	上りは、起点方面へ向かう車線、下りは、終点方面へ向かう車線を示しています。 東京を起点にはしておりませんので、上記で対応して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)共通編(H23.4)(国交省)	2-2共通記入事項 (3)路線、現旧区分コード、補助番号、上り下り区分コード
共通-13	共通	道路施設台帳も「KP=」で登録すべきでしょうか。	道路施設台帳へは、距離標(KP)で登録して下さい。 なお、新設道路工事で距離標が未整備の場合は、測点で代用可能です。距離標を未整備とすかどうかは、監督職員へご確認下さい。	道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)	2-5道路施設基本データ詳細情報 (1)データ作成における共通入力事項 7)距離標
共通-14	共通	道路施設基本データより道路施設データを作成する段階において、未供用区間のデータについても整理が必要と思いますが、他の供用区間と同様の整理方法でよいのでしょうか。	未供用区間についてもデータ作成してください。整理方法は供用の場合と同様ですが、距離標等未決定のデータについては「未整備」として「？」を入力して下さい。未供用データについては、未供用フォルダを作成し、その中に格納して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)共通編(H23.4)(国交省)	2-1共通注意事項 (2)未整備、該当し時のデータ記入方法
共通-15	共通	道路施設基本データより道路施設データを作成する段階において、施設を撤去する場合、基本データの処理区分を「D:撤去」としますが、この施設に関するデータ(子・孫・その他関連工種)のデータ整理はどの様な取り扱いになるのでしょうか。 ・施工業者は基本データのみしかCSVデータを作成していないようです。 ・また、システム登録時点で全て連動してデータが削除される仕組みとなっているのでしょうか。	基本データの処理区分を「D」とするだけで問題ありません。データベース登録時点で基本データの処理区分が「D」となった場合、データは削除されます。	-	-
C021-1	パーチャルカーブ	FH位置が縁石前から変化して最大3.5mずれます(セパレート線形のため?)が、道路施設台帳の縦断勾配(パーチャルカーブ)は縦断図にならなくてよいのでしょうか。	縦断図にならなくて作成して下さい。	道路工事完成図等作成要領(第2版)(国土技術政策総合研究所)	Ⅲ.電子納品編 1.完成平面図 1-2.データ作成 11)測点の取得

道路施設台帳記入シートの作成について

No.	内容	質問内容	回答	参考要領	参考項目
C021-2	バーチカルカーブ	工事区間内でセパレート線形となりますが、その測点から完成平面図の測点では一方単路との考えで、センター高・横断勾配の入力をすれば良いのでしょうか。	縦断面および横断面にならって作成して下さい。	道路工事完成図等作成要領(第2版) (国土技術政策総合研究所)	Ⅲ. 電子納品編 1.. 完成平面図 1-2. データ作成 11) 測点の取得
C050-1	舗装	橋面の車道及び歩道の舗装を撤去し、防水・再舗装を行っている場合において、上下線を分け、基本諸元の舗装区分は「11.本線」を選び、車道と歩道の入力をすれば良いのでしょうか。	ご質問の通り、上下線を分けて入力してください。歩道部についても上下線別に歩道部のみで作成して下さい。また舗装区分は、車道部に関しては「11.本線」を選択し、歩道部については「14.自転車歩行者道」を選択して下さい。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 調査表記入マニュアル編C (H23.4)(国交省)	[C050]舗装基本 C050-1、4
C050-2	舗装	橋面の車道及び歩道の舗装を撤去し、防水・再舗装を行っている場合において、舗装延長は伸縮装置分を差し引いた実延長を入力するのでしょうか。	伸縮装置分を差し引いた実延長で、小数点以下1位まで(m単位)入力して下さい。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 調査表記入マニュアル編C (H23.4)(国交省)	[C050]舗装基本 C050-5
C050-3	舗装	橋面の車道及び歩道の舗装を撤去し、防水・再舗装を行っている場合において、歩道の合材が再生細粒度アスコン(歩道用)の場合は表層工種「99.その他」の選択でよいのでしょうか。	「60.アスファルト」を選択し、備考欄に「歩道部は再生細粒度アスコン(歩道用)」と入力して下さい。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 調査表記入マニュアル編C (H23.4)(国交省)	[C050]舗装基本 C050-7
C060-1	道路交差点本線	車線数を入力する項目がありますが、右左折等付加車線の取扱はどうすればよいのでしょうか。	基本的に付加車線は車線数に含まれません。ただし、付加車線が連続している場合等はその車線を加えて下さい。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 調査表記入マニュアル編C (H23.4)(国交省)	[C060]道路交差点本線 C060-6
C100-1	中央帯	交差点部では中央帯の幅が変化しますが、標準の幅員で途切れている島毎の入力でよいのでしょうか。	中央帯は中央帯の型式毎に分けて作成して下さい。 (例:マウント緑石付凸型中央帯/フラットポストコーンが設けられた中央帯) ただし、中央帯の幅の変化毎に作成する必要はありません。また、交差点で途切れている場合は、途切れている島毎で入力して下さい。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 調査表記入マニュアル編C (H23.4)(国交省)	[C100]中央帯 C100-1
C100-2	中央帯	幅員を入力する項目がありますが、中央帯の幅員が一定ではない場合、平均値とするのでしょうか。	中央帯一般部(付加車線を省く)の代表的な部分の幅員を記入して下さい。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 調査表記入マニュアル編C (H23.4)(国交省)	[C100]中央帯 C100-4
D010-1	橋梁	道路施設基本データより道路施設データを作成する段階において、複数の工事データ(数値文字データ)の統合を行います。各工種において「D010基本」など、基本データが変更とならないが、防護柵などの付帯施設とセットで作成されている場合、この基本データもMICHIDATA登録用に整理する必要がありますか。	ご質問内容から「橋梁の既存防護柵を撤去し再設置した場合」かと推察します。この場合、当然「E010防護柵」は作成する必要があります。 また、以下の橋梁のデータも必要に応じ修正(作成)が必要となり、登録用に整理する必要があります。 「D010橋梁基本」・・・施設改修年度の変更 「D012橋梁高欄防護柵」・・・削除データ、新規データ 「D01A橋梁補修歴」・・・新規データ	-	-
D010-2	橋梁トンネル	橋梁やトンネルの場合の整理番号は施設コードが使用されますが、新規施設の場合の施設コードは何を参照すると確認できますか。	道路施設現況調査書を参照して下さい。 道路施設現況調査書は担当の建設部に確認して下さい。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 共通編 (H23.4)(国交省)	2-2共通記入事項 (5)整理番号1~3
D010-3	橋梁	橋梁舗装で歩道がない場合、未入力(blank)ではエラーとなりますが、どのように対処したらよいですか。	歩道がない場合においては、歩道に関する入力項目(エクセル黄色で着色されているセル)の箇所「該当なし」として「*」(記号:アスタリスク)を入力して下さい。	①道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 調査表記入マニュアル編D (H23.4)(国交省) ②道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 共通編(H23.4)(国交省)	①[D010]橋梁基本 D010-21 ②2-1共通注意事項 (2)未整備、該当なし時の データ記入方法
D010-4	橋梁	橋梁の下部工事のみを施工しました。D010橋梁の入力において、上部工等の不明箇所の記入はどのようにすればよいですか。	監督職員に問い合わせ頂き、現在システムに登録されている情報について借用して下さい。 また、不明箇所の入力につきましては「未整備(確認出来ず不明なもの含む)」として「？」で入力ください。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 共通編(H23.4)(国交省)	2-1共通注意事項 (2)未整備、該当なし時の データ記入方法
D010-5	橋梁	道路施設台帳記入シートについて、躯体番号と完成年月日の説明はどこに書いてありますか。	橋梁(D010)施設台帳作成に関わるお問い合わせであることを前提にお答えします。 「道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編D(H23.4)(国交省)」のD016-2~4に説明が記載されています。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 調査表記入マニュアル編D (H23.4)(国交省)	[D016]橋梁下部工 D016-2~4
D010-6	橋梁	橋の下面をWJで5cmはつり、補修する工事ですが、基本データ作成対象でしょうか。その他の工種としては、緑石下の防水を目的とした、緑石・舗装の復旧です。また、作成対象であった場合、5径間上下線で96箇所に点在する箇所を補修しました。どのように作成するのでしょうか。	北海道開発局管内において橋梁補修歴は作成対象であるため、ご質問の工事については、道路施設基本データを作成して下さい。 上下線別、径間ごとにデータを作成することとなっているため、この場合は10個のデータを作成して下さい。 (ただし、上下線が分離構造でない場合は5個のデータを作成して下さい。) なお、補修・改良内容の具体的な記載方法につきましては「道路管理データベース データ作成マニュアル(案)」の「調査表記入マニュアル編D」の「D01A橋梁補修歴」に補修改良内容コード表が掲載されていますので、参照して下さい。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 調査表記入マニュアル編D (H23.4)(国交省)	[D010]橋梁基本 D010-1 [D01A]橋梁補修歴 D01A-1
D010-7	橋梁	橋台2基、橋脚8基の補修や伸縮装置取替、支承修復などを行った場合において、補修歴の入力に際し、入力欄が足りないため「径間又は躯体番号」に「P1-P7」や「A1.A2」と集約した入力を行ってもよいのでしょうか。	入力は集約せず、個々入力して下さい。 入力欄が足りない場合は、エクセルシートをコピーしてデータを入力して下さい。 (例:シート「D010_13」をコピーし、シート「D010_13(2)」にデータ入力)ただし、この場合、エクセルシートの名称は変更しないで下さい。	道路管理データベース データ作成マニュアル(案) 調査表記入マニュアル編D (H23.4)(国交省)	[D01A]橋梁補修歴 D01A-2

道路施設台帳記入シートの作成について

No.	内容	質問内容	回答	参考要領	参考項目
D010-8	橋梁	橋台2基、橋脚8基の補修や伸縮装置取替、支保修復などを行った場合において、「補修改良区分」の分けがわかりません。	改良とは、「橋梁の機能向上(幅員の増加など)を目的として実施した工事」に該当する場合に選択して下さい。 なお、橋台・橋脚の補修や伸縮装置取替、支保修復等の工事は「補修」を選択して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編D(H23.4)(国交省)	[D01A]橋梁補修歴 D01A-3
D100-1	パイプカルバート	横断管渠の工事で既設コルゲート管の中に新しい管渠を布設した場合のデータ区分は、新設・改築の区分はどのように入力したらよいでしょうか。	今回の工事は、既設設備の改良と解釈できるため、改築で入力して下さい。	-	-
D100-2	パイプカルバート	基礎形式(支保角)が不明な場合の取扱はどのようにしたらよいでしょうか。 また、基礎形式が複数ある場合の取扱はどのようにしたらよいでしょうか。	コンクリート基礎の該当角度コードが無い、確認不可の場合は、「3」「4」等のコードを選択して下さい。 また、基礎形状が複数ある場合は代表的な基礎形式を計上して下さい。	①道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編D(H23.4)(国交省)	①[D100]パイプカルバート基本 D100-5
D110-1	のり面	「道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)」においては道路施設区分「D110のり面」が対象となっていますが、「道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)(共通編)(H23.4)(国交省)」においては区分が確認できません。 この区分で取り扱うこととなるのか教えてください。	北海道開発局において、道路施設基本データの作成対象とする道路施設は、「道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)」の表1-2に示す「D110のり面」を含む49種類です。 (※「D110のり面」は全国共通整備工種から除外されているため、「道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)(共通編)(H23.4)(国交省)」には記載されておりません。)したがって、「D110のり面」の区分にて、「道路施設基本データ作成要領(案)」に従い作成して下さい。	道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局)	1-3道路施設基本データの作成対象となる道路施設
D110-2	のり面	道路施設基本データの「D110のり面」について施工範囲に現場打付法枠工、グラウンドアンカー工が含まれているのですが、この場合「E160落石防止施設」を新規で作成するのでしょうか。 また、「D110のり面」基本台帳内の「落石対策工」は既設のり面に対してのこととして考えてよいのでしょうか。	「D110のり面」と「E160 落石防止」の施設データは、工事の主たる目的により作成すべきデータが異なります。 ●D110のり面データを作成する場合 「主のり面の安定(斜面すべりのり面表面の保護)を目的とした工事」である ※のり面対策工(のり面表面の保護)は「副次的」に落石防止の目的を兼ねます ●E160 落石防止のデータを作成する場合 主に落石が良く発生する斜面において、「落石による事故防止のために実施する工事」である。 なお、D110とE160のデータを両方作成する必要はありません。 お問い合わせのケースですと、グラウンドアンカー工がありますので、斜面すべりを抑止する工事、すなわち「D110のり面」で作成する内容になると思われます。 なお、念のため、データ作成依頼元の施工業者さんへ、工事の目的について確認して下さい。 また、データは「今回実施した工事分」のみデータを作成すればよいので、既存施設に関してはデータ作成は不要です。 例えば、既存のり面にグラウンドアンカーが既に施工され、今回工事で「法枠工のみ」施工であれば、データは「法枠工」に関して作成して下さい。 この場合、備考欄に「グラウンドアンカーは過年度施工済。本工事は法枠工のみ実施」と記入して下さい。	-	-
D120-1	擁壁	D120擁壁の高さを記入する際、記入シートにおいて高さ〇～〇mを入力時に4.3～4.4mと入力すると、データとしては最大4.3m最少4.4mと逆になり、作成システムでのデータチェックエラーは検出されませんが、道路工事完成平面図等チェックプログラムに於いては最大値≧最少値となっていないのでエラーがでます。	記入シートに入力時は最大値～最少値の入力となりますので、ご注意ください。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編D(H23.4)(国交省)	[D120]擁壁基本 D120-5
E010-1	防護柵	高速道路にて立入防止柵設置を主とした工事を行ったのですが、台帳を作成するにあたり使用する台帳はE010防護柵が良いのでしょうか。 また路線名は一般国道〇〇号を記入することになっていますがどのように記入したらよいでしょうか。	「E010」の台帳で作成して下さい。 高速道路に関しては施設台帳作成環境が整っておりません。未記入(ブランク)ではエラーとなりますので、現場最寄の一般国道路線番号+1000とし「一般国道1●●●号(現道)」と暫定入力により作成して下さい。	-	-
E010-2	防護柵	防護柵設置区間内に行政区域界がある場合はデータを分割するのでしょうか。	市区町村毎に分けて作成して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E010]防護柵基本 E010-1
E010-3	防護柵	防護柵種別で歩道柵を入力したいのですが、対象となるコードがありません。該当なしでよいのでしょうか。	「道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査票記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)」の「表-A防護柵種別コード」を参照してください。 転落防止柵は全て、土中用・構造物用に係らず「コード401」を入力し、その種類を「備考」欄に記入して下さい。	①道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	①[E010]防護柵基本 E010-5
E010-4	防護柵	ガードレールの設置延長は測点間の差でよいのですか。	ビーム端部までの延長を入力して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E010]防護柵基本 E010-7
E010-5	防護柵	今回、端末防護ガードレールと橋梁前後のガードレールの再設置(橋梁までの摺り付け)ですが、橋梁との直接の連結はありませんを行いました。 このような場合に、E010に記載する「関連施設名称」はどう記載すればよいのでしょうか。	E010に記載する関連施設名称は、設置箇所Cで指定した工種の施設名を10文字以内の日本語で記入して下さい。 今回の場合、設置箇所Cは「橋梁」と思われますので、橋梁名を記載して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E010]防護柵基本 E010-8
E030-1	反射式視線誘導標	シェブロンマーカ―は視線誘導標(反射式)でしょうか、標識でしょうか。 また、視線誘導標(反射式)の場合、矢羽根などの施設と一緒にしてよいでしょうか。	シェブロンマーカ―は、反射式視線誘導で作成して下さい。 また、後で設備の把握がしやすいように矢羽根などの施設とは分け、備考欄に「シェブロンマーカ―」と記載して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E030]反射式視線誘導

道路施設台帳記入シートの作成について

No.	内容	質問内容	回答	参考要領	参考項目
E030-2	・反射式視線誘導標 ・自光式視線誘導標	視線誘導標(自光式)は1箇所毎作成するのでしょうか。それとも、E030視線誘導標(反射式)と同様、工事区間毎でよいのでしょうか。	反射式視線誘導のデータ作成単位は種類毎であり、同一種類が続く場合は1設置箇所毎で登録できます。自光式視線誘導は施設箇所毎となっておりますので、1箇所毎に作成して下さい。	①道路施設基本データ作成要領(案)(H24.3)(北海道開発局) ②道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	①2-4道路施設基本データの作成単位 ②[E030] 反射式視線誘導 E030-1 [E040] 自光式視線誘導 E040-1
E030-3	・反射式視線誘導標 ・自光式視線誘導標	中央分離帯に反射式を設置し、路側の大型視線誘導標の矢羽根を自発光型に付け替えましたが、中央分離帯の反射式は全延長での基数で登録、自発光は個別に写真付で登録することでのよいのでしょうか。	ご認識の通りで問題ありません。ただし、中央分離帯の反射式が「支柱タイプ(単立柱)」では無い場合(例えば防護柵に添架されているようなもの)、作成不要となりますので、ご注意ください。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E030] 反射式視線誘導 E030-1 [E040] 自光式視線誘導 E040-1
E050-1	道路標識	上段シェブロンについては道路標識だと思いますが、下段の自光式のシェブロンについては道路標識とするか、自光式視線誘導標とすべきか教えてください。	シェブロンマーカは視線誘導施設です。施設の種類により、反射式視線誘導または自光式視線誘導で作成して下さい。したがって、この場合は、上段シェブロンは反射式視線誘導、下段の自光式シェブロンは自光式視線誘導として作成して下さい。また、後で設備の把握がしやすいように備考欄に「シェブロンマーカ」と記載して下さい。	-	-
E050-2	道路標識	工事設計書では標識工の中にシェブロンがありますが、視線誘導標(反射式)ではなく標識として1枚毎の作成でよいのでしょうか。	シェブロンマーカは、反射式視線誘導で作成して下さい。反射式視線誘導のデータ作成単位は種類毎であり、同一種類が続く場合は1設置箇所毎で登録できます。また、後で設備の把握がしやすいように備考欄に「シェブロンマーカ」と記載して下さい。	-	-
E050-3	道路標識	道路標識で前年に設置した津波警戒標識板の赤丸部分の標高値をシールにて修正しました。道路標識データ区分を変更にて作成し、内容を備考欄に記入すればよいのでしょうか。	データ区分を変更又は改良(いずれもコード「2」)で作成し、内容を備考欄に記入して下さい。	-	-
E050-4	道路標識	支柱表面塗装処理は、下地の垂鉛メッキに塗装をしている場合は、表面については塗装しているので垂鉛メッキではなく各塗装種類からの選択でよいのでしょうか。	各塗装種類からの選択で問題ありません。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E050]標識 E050-4
E050-5	道路標識	既設F型標識柱に標識板の追加を行った場合、標識柱の完成年月が不明な場合(担当部署でも)記入するのは「?」、「#」、「*」どれが適切でしょうか。	既設標識柱の完成年月が不明な場合、「未整備(確認出来ず不明なもの含む)」として「?」を記入します。なお、「#」については北海道開発局では対象外項目となっておりますので、工事請負者にて「#」を記入することはありません。	①道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)共通編(H23.4)(国交省) ②道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	①2-1共通注意事項 (2)未整備、該当なし時のデータ入力方法 ②[E050]標識 E050-5
E050-6	道路標識	標識板において、英語での記載がある場合もローマ字有無は有でよいのでしょうか。	英語での記載については、「ローマ字」と解釈しています。このため、「有」で入力して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E051]標識各板諸元 E051-4
E080-1	IT.V	既設機器の更新及び光ケーブルの張替を行いました。この場合も既設を廃止で登録し、新たに新規で登録となるのでしょうか。	監督職員へ既設の登録がされているかご確認下さい。登録されていた場合は廃止登録した後に、新規作成を行って下さい。	-	-
E130-1	自動車駐車場	自動車駐車場で駐車台数の入力で、駐車台数が不明な場合は「*」入力でのよいのでしょうか。	駐車台数が不明の場合は「道路構造令 第9章-4 自動車駐車場等、自動車駐車場諸元の標準値」を参考に記入して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E130]自動車駐車場基本 E130-5
E150-1	雪崩防止	施設種別において、吹上防止柵の区分は吹きだめ柵(コード51)、その他(コード53)のどちらのコードを入力するのが適切ですか。	その他(コード53)を入力して下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E150]雪崩防止基本 E150-4、5
E220-1	CAB電線共同溝	「E220 CAB電線共同溝」で登録するように特記仕様書に書いてあるのですが、今回のように工場製作のマンホールも登録が必要なのでしょうか。	登録が必要です。	-	-
E230-1	植栽	基本諸言に延長や面積を入力する項目がありますが、区間内の起終点の差で算出してよいのでしょうか。	植栽帯の延長、面積は、対象区間内における植栽帯毎の延長(面積)として下さい。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E230]植栽基本 E230-5
E230-2	植栽	高木～中低木～低木とありますが、高さ区分の基準はありますか。	「道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)」の[E231]植栽樹木種別「表-A 植栽コード」において、1m未満を低木、1～3mを中低木、3m以上を高木と定義しています。	道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)	[E231]植栽樹木種別 E231-4
E330-1	光ケーブル	E330光ケーブル・E334光ケーブル端局・E080ITVが今回対象になるのですが、既設ケーブルを架空→地中へ移設した場合、架空を廃止で作成し、地中分を新規で作成するのでしょうか。	問い合わせのあった施設の登録を確認したところ、既存の光ケーブル登録情報がありませんので、地中分のみ新規作成を行って下さい。	-	-
E330-2	光ケーブル	既設ケーブルを架空→地中へ移設した場合において、既設クロージャをそのまま使用する場合、端局の登録は必要でしょうか。	新たに登録対象施設を設置するので必要になります。	-	-

道路施設台帳記入シートの作成について

No.	内容	質問内容	回答	参考要領	参考項目
E330-3	光ケーブル	管路設置道路延長の記載項目に該当がない場合は「*」を入力して良いのでしょうか。	<p>「道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編」上で「該当無しは*」を記入」と特に記載のない「数値項目」に対しては、「0」を記入してください。</p> <p>この場合、「道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E」(H23.4)(国交省)の「E330光ケーブル基本」の管路設置道路延長の説明において、「該当無しは*」を記入」の記載がなく、「管路が設置されている道路延長を、小数点以下1位まで記入する。」と数値の入力が求められておりますので、「0」を記入してください。</p>	<p>①道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)共通編(H23.4)(国交省)</p> <p>②道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)調査表記入マニュアル編E(H23.4)(国交省)</p>	<p>①2-1共通注意事項 (2)未整備、該当なし時のデータ記入方法</p> <p>②[E330]光ケーブル基本 E330-4</p>